令和5年度第2回

評議員会　議案書

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和 6年 3月27日 (木) 18時より |
| 場所 | サロベツマイハート |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務局 | □宮本純一 | □泉　敬人 | |  |
| 評議員 | □田丸和喜 | □矢田政人 | | □高田　泉 |
| □笠松順子 | □松永晃市 | | □ |
| □斉藤真由美 | □神田美和子 | |  |
| 監事 | □福島　剛 | | □水戸部成則 | |

(社福)サロベツ福祉会

第2回 評　　議　　会　　次　第

１、開会

２、理事長あいさつ

3、議長選出

|  |  |
| --- | --- |
| 議長 |  |

4、議事録署名人選出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 議事録署名人 |  |  |

5、議事

　　＜報告事項＞

1. 業務執行状況報告
2. 令和5年度 指導監査結果報告

　　＜審議事項＞

１、令和5年度　補正予算について

２、令和6年度　事業計画(案)及び当初予算(案)について

3、 理事会運営規程の一部改正について

６、その他

７、閉会　　　　　　　　【閉会時間　　　　　　】

議事＜報告事項＞１、業務執行状況報告

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月　日(曜日) | 項　　　　　　目 | 理事長 | 施設長 |
| 2月8日(木) | 指導監査 |  | 〇 |
| 2月15日(木) | 令和5年度 第5回理事会 | 〇 | 〇 |
| 2月16日(金) | 豊富町役場と業務打合せ | 〇 | 〇 |
| 2月27日(火) | 第28回 企画室会議 | 〇 | 〇 |
| 3月7日(木) | （株）もっかいトラスト訪問　業務打合せ | 〇 | 〇 |
| 3月11日(月) | GH・有料老人ホーム利用者・保護者説明会 | 〇 | 〇 |
| 3月15日(金) | 宗谷総合振興局にて、パン販売 |  |  |
| 3月21日(金) | 幌延町より施設見学来町 |  | 〇 |
| 3月26日(火) | 第29回 企画室会議 第5回理事会 | 〇 | 〇 |
| 3月27日(水) | 令和5年度 第2回評議員会 | 〇 | 〇 |
| 随時 | 決裁業務・業務打合せ | 〇 | 〇 |

豊富町との業務打合せ結果

　・町長より「要望は承ります。」とのこと。

　・リサイクル(段ボール・古新聞等)はゴミステーションにかなり捨てられている。回収を周知することで、回収量が増えるのではないか。地域に協力依頼をする。

　・賃金アップ・経費のアップ・利用者の減から、今がターニングポイントに差し掛かっている。事業の見直し・パンの販路拡大・自浄努力をするように。

　・農福連携の活用を図る。花は少しぐらい高くても買う(介護施設・学校等)

　・社会福祉法人としての特徴を生かす。(一般法人の社会貢献事業を活用し、ハウスを作る。)

・法人への支援策として、「貸付制度」がある。

株式会社もっかいトラスト訪問 業務打合せ結果

　・パッカー車(段ボール回収車)については、現行月2回から月4回に増車する。

　・大型(11ｔ車)も、現行月2回から月3回に増車する。

　・段ボール(8円/t)・新聞(10.5円/t)・牛乳パック(7円/t)・雑誌(6円/t)・アルミ缶(35円/t)については、検討させていただく。

・空き缶・鉄くずについては、価格変動が激しい。(特にスチール缶はよくない)

　・段ボールの持ち込みは、がさばるのでやめた方が良い。

指導監査結果報告

　　　　　　　　　別紙のとおり

議事＜審議事項＞１、令和5年度 補正予算について

別　冊　1　の　と　お　り

議事＜審議事項＞２、令和6年度 事業計画(案)及び当初予算(案)について

別　冊　及　び　別　冊　2　の　と　お　り

議事＜審議事項＞3、理事会運営規程の一部改正について

　理事会運営規程 第21条(権限) の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。   1. 重要な財産の処分及び譲受け 2. 多額の借財 3. 重要な役割を担う職員の選任及び解任 4. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 5. 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備 6. 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除 7. その他の重要な業務執行の決定 | 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。  (1)重要な財産の処分及び譲受け  (2)多額の借財(300万円を超える借財)  (3)重要な役割を担う職員の選任及び解任  (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  (5)内部管理体制(理事の職務の執行が法  令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正 を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備  (6)役員等又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除  (7)その他の重要な業務執行の決定 |

令和6年2月8日実施の指導監査において、「理事への権限の委任について、委任される範囲を明確にしておく必要がある。」との事で、具体的に定めるよう指導がありました。

評議員の変更　(西山清江⇒水戸部輝美へ)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評議員 | 水戸部輝美 | 昭和34年5月13日生れ　64歳  豊富町大通8丁目  豊富町民生児童委員 主任児童委員 |

任期:前任者の残任期間(令和6年4月1日から、令和5年度に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員の終結の時まで。)

【説明】令和6年2月8日実施の指導監査において、職員で評議員を兼ねる事は出来ない旨の指導がありましたので、変更するものです。

|  |
| --- |
| 評議員の選任する手順 |
| 1. 法人内部で候補者を検討する。 2. 候補者から就任関係書類(就任承諾書・履歴書・誓約書等)を入手する。 3. 理事会を開催し、評議員選任候補者の推薦を決定する。 4. 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員選任候補者の改選に基づき、新評議員を選任する。 |

６、その他

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

７、閉　会　　　　　　　　　　　(　閉会時間　　　:　　　　)